

みどりしんきん新型コロナウイルス関連特別融資

(2021年4月1日現在)

1. 商品名	○みどりしんきん新型コロナウイルス関連特別融資
2. 取扱期間	○2020年3月9日(月)から2021年9月30日(木)
3. ご利用いただける方	○当金庫営業区域内の事業者(個人事業者含む)で、新型コロナウイルス感染症拡大により、直接的・間接的に経営への影響を受けられた先。
4. お使いみち	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により必要となる運転資金および設備資金
5. 融資形式	○証書貸付および手形貸付
6. ご融資金額	○50万円以上5,000万円以内(1万円単位)
7. ご融資期間	○運転資金10年以内、設備資金15年以内、但し手形貸付は1年以内 (据置期間: 運転・設備共に6ヵ月以内)
8. ご融資利率	○当金庫所定の審査により決定します。 ○固定型金利 ご融資期間5年以内について取扱いを可能とします。 ○変動型金利 ご融資期間2年超について取扱いを可能とします。 ○変動金利型のご融資後の利率については、当金庫の「金庫長期貸出適格金利」を基準金利として見直し、この基準金利の変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。なお、変更後の新利率は、基準日の翌月の約定返済日の翌日から適用します。
9. ご返済方法	○元金均等返済・元利均等返済または一括返済
10. 担保	○個別案件毎に決定させていただきます。
11. 保証	○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応いたします。 ○広島県信用保証協会の保証をご利用いただく場合があります。なお、保証に際しては保証料が別途必要となります。
12. 手数料	○条件変更や繰上返済をされる場合には「融資事務手数料一覧表」に基づく手数料が別途必要となりますので予めご了承ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課(9時~17時、フリーダイヤル0120-301-865)にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他	○お申込みに際しては当金庫所定の審査がございます。当金庫の審査基準に適合しない場合などご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。